

# やまなし宿泊業人材育成支援事業 事業者向けQ&A

## 1. 助成金対象について

Q **助成対象者を教えてください。**

A 県内に宿泊施設をもつ次の事業者の方が対象となります。  
(営業の実績が確認できることが必要です。)  
旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者、もしくは  
住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出をした者。

Q **助成金交付条件を教えてください。**

A 事務局が開催するセミナーを受講し、かつ従業員等に対して、  
セミナー内容の伝達講習等を企画実施することが条件となります。

Q **交付申請にはやまなしグリーン・ゾーン認証が必要ですか。**

A すでに認証済みの方も、未認証の方も、申請していただけます。

Q **家族経営のような規模の事業者でも対象となりますか。**

A 規模に関わらず対象に含まれます。

Q **宗教法人で宿泊業を営んでいますが、対象となりますか。**

A 対象に含まれます。

# やまなし宿泊業人材育成支援事業 事業者向けQ&A

## 2. 助成金交付申請について

Q 助成額を教えてください。

A 1施設あたり10万円（定額）です。

Q 助成金申込方法を教えてください。

A 山梨県ウェブサイトの申込フォームより、お申し込みください。

Q 県内に施設が複数ある場合、その施設の数だけ助成金を受け取れることは可能ですか。

A 可能です。ただし、各施設から1名ずつセミナーを受講して頂き、施設ごとに申請をお願いします。（住宅宿泊事業者の場合も含む）

Q 新型コロナウイルス感染症の影響で宿泊施設は休業中ですが、支給対象となりますか。

A 廃業届が提出されておらず、昨年度の実績が確認できれば対象に含まれます。

# やまなし宿泊業人材育成支援事業 事業者向けQ&A

## 2. 助成金交付申請について

Q **新規事業者の場合、現時点の予約も営業の実績と見なせますか。**

A 新規の事業者の方は、旅館業の許可や住宅宿泊事業の届出が済んでいれば、提出書類のうち、直近の確定申告書別表の写しの代わりに、予約台帳の写し等を提出して頂ければ結構です。

Q **旅館業の許可申請を行っている最中でまだ許可が下りていない場合でも、支給対象となりますか。**

A 助成金交付申請の際に営業許可の取得および営業の実績が確認できる場合には支給対象となります。  
なお、許可申請中であっても、セミナーにはご参加いただけます。

Q **申請書類の提出期限はいつですか。**

A 助成金の申請期限は2021年1月29日（金）までとなっておりますが、伝達講習実施後、速やかに提出をお願いします。

# やまなし宿泊業人材育成支援事業 事業者向けQ&A

---

## 2. 助成金交付申請について

Q 事情があり期日内に申請書類が揃いません。

A 事務局までお電話でご相談ください。

Q 既に提出した書類に誤りがあったため訂正したいのですが。

A 事務局までお電話でご相談ください。

Q 助成金の交付申請から支給まではどの位かかりますか。

A 申請書類等に不備がなければ、最短で1か月程度を見込んでおります。

Q 助成金の使い方に決まりはありますか。  
また、報告は必要ですか。

A 伝達講習実施等での使用をお願いしております。ご報告は不要です。

# やまなし宿泊業人材育成支援事業 事業者向けQ&A

## 3. セミナーについて

Q **セミナーの内容を教えてください。**

A やまなしグリーン・ゾーン認証制度及び申請方法、新型コロナウイルス感染症の予防対策、新たな生活様式に対応するおもてなしの推進に関するものです。時間は1時間30分程度を予定しております。

Q **セミナーの日程と会場はどうなっていますか。**

A 計20回、5地域に分けて開催予定です。詳細は事務局までお問い合わせください。

Q **セミナーの講師はどういった方ですか。**

A 観光庁をはじめ多方面において新型コロナウイルス感染症対策に従事したJTB総合研究所の研究員が講師をいたします。

Q **セミナーは有料ですか。**

A 無料です。

Q **参加するセミナーを変更したいのですが。**

A セミナー開催の3日前までに、メールで事務局へご連絡ください。  
[yamanashi-jinzaiikusei@jtb.com](mailto:yamanashi-jinzaiikusei@jtb.com)

# やまなし宿泊業人材育成支援事業 事業者向けQ&A

## 3. セミナーについて

Q **第一希望の回で受講できないこともありますか。**

A 会場が満員となった場合には、第二希望の回での受講をお願いすることがございます。  
その際には事務局からお電話にてご連絡させていただきます。

Q **複数の施設を一人で運営していますが、セミナーに複数回出席しないとならないのでしょうか。**

A 実際に出席するのは1回で結構ですが、セミナー申込につきましては施設分お願いいたします。申込時、メールアドレスが重複しないようお願いいたします。

Q **セミナーは20回すべて参加しなくてはなりませんか。**

A 1施設あたり、1回の参加をお願いしております。

Q **施設のある地域外のセミナー会場を希望しても良いですか。**

A 問題ございません。

# やまなし宿泊業人材育成支援事業 事業者向けQ&A

---

## 3. セミナーについて

Q 持ち物は何が必要ですか。

A 筆記用具をお持ちください。

Q 行政機関の者ですが、セミナーへの参加は可能ですか。

A 事前に事務局までお電話にてご連絡ください。  
ご希望の日程が定員に達している場合、別日をご提案させていただきます。

# やまなし宿泊業人材育成支援事業 事業者向けQ&A

## 4. 伝達講習について

Q **従業員が全員集まる日がありません。伝達講習は、必ず全員にしなければなりませんか。**

A 業務に支障のない範囲で、なるべく多くの従業員の方に伝達できるよう、ご配慮願います。

Q **伝達講習はどのように実施すれば良いですか。**

A 特に決まりはございませんが、従業員の方にセミナー内容が正確に伝わるようお願いいたします。  
なお、伝達講習中の写真（画像）を報告書に添付することが必要となります。

Q **宿泊施設を一人で経営しており、アルバイトもいないため、伝達講習が実施できないのですが。**

A セミナー内容を踏まえて施設で取り組んだ感染症対策等についてご報告頂ければ、伝達講習に代えさせていただきます。



# やまなし宿泊業人材育成支援事業 事業者向けQ&A

---

## 5. その他

Q **グリーン・ゾーンとは何ですか。**

A 宿泊業や飲食業の事業者の方々の新型コロナウイルス感染症対策への取り組みを、県が認証する制度です。  
詳しくは、下記WEBサイトをご参照ください。  
<https://greenzone-ninsho.jp>

Q **セミナー申し込み後、受領メールが届かないのですが。**

A 迷惑メール等に入っていないかご確認頂いた上で、お手数ですが事務局までお電話をお願いいたします。